

□ 歴史資料等保有施設として政令で定める施設

(令和四年七月一日現在)

○ 公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第一号、第三号に規定する施設 【13施設】

(独) 〓 独立行政法人

施設 の 名 称	所 在 地
(独) 国立文化財機構東京国立博物館	東京都台東区上野公園一三の九
(独) 国立文化財機構京都国立博物館	京都府京都市東山区茶屋町五二七
(独) 国立文化財機構奈良国立博物館	奈良県奈良市登大路町五〇
(独) 国立文化財機構九州国立博物館	福岡県太宰府市石坂四の七の二
(独) 国立科学博物館本館	東京都台東区上野公園七の二〇
(独) 国立科学博物館筑波地区	茨城県つくば市天久保四の一の一
(独) 国立科学博物館附属自然教育園	東京都港区白金台五の二一の五
(独) 国立美術館東京国立近代美術館	東京都千代田区北の丸公園三の一
(独) 国立美術館京都国立近代美術館	京都府京都市左京区岡崎円勝寺町
(独) 国立美術館国立映画アーカイブ	東京都中央区京橋三の七の六
(独) 国立美術館国立西洋美術館	東京都台東区上野公園七の七
(独) 国立美術館国立国際美術館	大阪府大阪市北区中之島四の二の五五
(独) 国立美術館国立新美術館	東京都港区六本木七の二二の二